平成２４年（フ）第１１６３号
千葉県船橋市北本町２丁目56番２号塚田コーポⅡ―101号
債務者　宮本　俊文
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３５号
千葉県香取郡神崎町立野521―205　成城台23―13、住民票上の住所千葉県香取市森戸1088番地
債務者　松本　慧美
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第３９５号
新潟市中央区附船町１丁目4362番地
債務者　中野　良介
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９６号
新潟市中央区附船町１丁目4362番地
債務者　中野　桂子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１４号
新潟市中央区二葉町３丁目5151番地６　市営住宅105号
債務者　塩谷　里美
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２３号
新潟市西区小針６丁目67番４号
債務者　遠藤　篤志
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５７号
新潟市江南区諏訪１丁目４番22号
債務者　竹内　麻美
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０９号
岐阜県瑞浪市上野町３丁目95番地　コーポ上野Ｅ―101号
債務者　山下　順一
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第３４６号
愛知県丹羽郡扶桑町大字斎藤字緑122番地
債務者　山本　敦子（旧姓松葉）
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４１０号
愛知県岡崎市真伝町字吉祥２番地38
債務者　奥村登志男
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１０８６号
京都市左京区岡崎西福ノ川町１番地82
債務者　吉本こと山田こと　金　　直巳
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１１７号
京都市東山区福稲御所ノ内町11番地４　メゾン栄光202号
債務者　寺島　雪江
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２１３号
京都市伏見区横大路六反畑61番地　ミローズコート102
債務者　末藤　晴美
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２３５号
京都市西京区大枝沓掛町14番地34　ボーシャトゥ高木107号
債務者　松井　孝明
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２５３号
京都市南区吉祥院東砂ノ町45番地８
債務者　松原こと　朴　　正明
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２６２号
京都市下京区西七条南東野町179番地１
債務者　谷本　文代
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２９９号
京都市右京区西院春栄町18―６　アタカハイツ203号、住民票上の住所京都市中京区壬生仙念町10番地　ルミエール四条602号
債務者　奥　　貴志
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係